

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する第17条第1項の規定に基づき、児玉都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 児玉都市計画区域の位置等

児玉都市計画区域は、都心から約80km圏、埼玉県西北部に位置しています。

また、児玉都市計画区域に含まれる土地の区域は、美里町及び上里町の行政区域の全域並びに本庄市及び神川町の行政区域の一部です。

【3・4・7号駅東通線】

本路線は、本庄市の児玉町児玉字外並木を起点として、児玉町吉田林字山王山に至る延長約400m、幅員18mの幹線街路です。

【3・4・8号本町下町線】

本路線は、本庄市の児玉町児玉字本町を起点として、児玉町児玉字清水に至る延長約950m、幅員16mの幹線街路です。

II. 変更の理由

人口減少や、超高齢化社会等の社会状況の変化を踏まえ、都市計画道路の必要性、構造の適正さについて検証を行った結果、3・4・7号駅東通線及び3・4・8号本町下町線については、市道第1級16号線などの周辺道路が交通機能の代替を果たしていることなどから廃止するものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
— (3・4・7号駅東通線)	— (約400m)	—	— (18m)	・廃止
— (3・4・8号本町下町線)	— (約950m)	—	— (16m)	・廃止

括弧内は変更前を示す。

IV. 関連する都市計画

本路線の変更とあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①道路（埼玉県決定）
- ②用途地域（本庄市決定）